

■ 育成者権関係ガイドライン

意見対象項目	意見・理由	考え方	案の修正
第Ⅰ章3（ガイドラインの位置づけ）、第Ⅴ章1（信頼性確認団体の基準、範囲等）について	本ガイドライン案は、信頼性確認団体を経由した迅速な削除プロセスが整備されることは、登録品種に対するネット上の侵害対策を具体化したものであり歓迎いたします。 しかしながら、公的研究機関が開発した優良品種の権利（育成者権）を守るにあたり、以下の懸念点があると考えます。 (1)コスト負担の不透明性と公的予算の制約 ・信頼性確認団体を利用する際の手数料や会員会費等の「コスト負担」の基準が曖昧であり、公的研究機関の知財管理予算は限られており、予測困難な外部委託費の支出は困難な状況です。 ・迅速化スキームの利用が有料である場合、予算に限りのある公的研究機関がこの迅速化の恩恵から取り残され、重要な公的品種の保護が遅れる恐れがあると考えます。 (2)国家的な公益性とコスト負担の整合性 ・違法出品の監視・排除活動は、一機関の利益に留まらず優良品種の海外流出防止や、地域の農業振興という高い公益（国益）に資するものです。 ・対策に係るコストを、地方自治体や個々の公的研究機関に負わせることは合理的ではないと考えます。 【意見】 信頼性確認団体を経由した削除申請の迅速化スキームにおいて、育成者が負担するコストを明確にし、国による継続的な財政的・技術的支援策の創設が必要だと考えます。 【島根県・農林水産部 産地支援課】	本ガイドラインは、Ⅰ 1 ガイドラインの目的に記載の通り、情報流通プラットフォーム対処法上速やかに送信防止措置を講じることが可能な場合（法3条2項1号）について明らかにすることを目的とするものであり、ご指摘の点は本ガイドラインの射程に直ちに含まれるものではございませんが、ご意見として承りました。	無

意見対象項目	意見・理由	考え方	案の修正
無許諾増殖品であることの推認根拠の具体化について	削除判断基準を明確化するという要件は、基本的に満たしていると存じます。 一方で、無許諾増殖の立証について、実務上、出品者が「無許諾で増殖した」又は「登録品種を増殖した」と明示的に記載するケースは限定的であり、どのような証拠があれば、無許諾で増殖された種苗であると推認できるのかについて、判断が難しくなる場合が考えられます。 そのため、流通形態、販売数量、販売態様、出品者の過去の出品実績、正規流通品との差異、権利者の許諾先情報等の客観的事実から、無許諾で増殖された種苗であることが合理的に推認できる場合の具体例を合わせて示すことにより、プラットフォーム事業者及び権利者が本ガイドラインをより活用しやすくなるものと考えます。 【法人名・非公表を希望】	無許諾での増殖の判断基準につきましては、本ガイドライン3（2）（b）にて規定しておりますが、具体例を示すことにつきましては、今後、引き続き検討したいと存じます。	無
反復侵害者への対応	侵害情報の削除に加え、同一発信者による継続的・反復的な侵害に対して、アカウント停止や再発防止措置等の仕組みを今後の検討課題として明示していただけたらと存じます。 【法人名・非公表を希望】	本ガイドラインは、I 1ガイドラインの目的に記載の通り、情報流通プラットフォーム対処法上速やかに送信防止措置を講じることが可能な場合（法3条2項1号）について明らかにすることを目的とするものであり、再発防止措置等は同条の措置には含まれないため、ご指摘の点は本ガイドラインの射程に直ちに含まれるものではございませんが、侵害情報の流通抑止に関するご意見として承りました。	無
申出手続の効率化	同じ出品者について同様の侵害案件が複数ある場合に、申出書を案件ごとに作成することは権利者にとって負担が大きいため、複数案件の一括申請等の仕組みをご検討頂けたらと存じます。 【法人名・非公表を希望】	今後の検討課題として承りました。	無